

「明治日本の産業革命遺産 製鉄・製鋼、造船、石炭産業」  
世界遺産委員会決議への対応に係る報告

1 世界遺産委員会決議（勧告事項）への対応状況

- 2015年（平成25年）の世界遺産一覧表への記載の際、8項目の勧告を受けた。
- この勧告事項に対し、政府は、2017年（平成29年）11月にユネスコ世界遺産センターへ保全状況報告書を提出した。
- 上記については、2018年（平成30年）の第42回世界遺産委員会において審議されたが、2019年12月1日までに、追加情報の提出を求められたところ。

2 第42回世界遺産委員会決議（抜粋）

- 23の構成資産において、来訪者管理戦略が2018年に完成した段階で諮問機関の審査のために世界遺産センターへ提出すること。
- インフォメーションセンターが完成した際には、全体のインタープリテーションに関する情報を更新して提供すること。
- 資産の歴史全体のインタープリテーションについて、関係者間の対話の継続を実施すること。

「明治日本の産業革命遺産 製鉄・製鋼、造船、石炭産業」の構成資産

